

令和8年度 認定こども園なかよしの各種手続きについて

町では令和8年4月以降に新規で認定こども園なかよしに入園を希望する児童、現在在籍していて引き続き利用を希望する児童の各種手続きの受付を行います。

○提出先・お問い合わせ 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：0125-69-2100

○受付期間 11月4日（火）から11月17日（月）まで（土日以外）期日厳守
開庁時間：8時30分～17時15分

○各種様式の配布場所 福祉課子育て支援係（保健センター）※10月から配布しています。
町ホームページからダウンロードして印刷もできます！➡
※書類の作成には時間を要することがありますので、提出までの時間を考慮のうえ準備願います。



【令和8年度から新規に利用希望する児童】

令和8年4月以降、認定こども園なかよしを新規に利用希望する方は申請書を提出してください。
なお、希望者多数の場合は利用出来ない可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

◇募集人数（予定） ※年度途中から利用を希望される方も受付期間に申請ください

0歳（生後8ヶ月から）～3名 1歳・2歳～若干名 3歳以上（1号・2号）～若干名

◇提出書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定兼利用申請書
- ②就労証明書（保育を必要とされる方のみ提出。令和7年10月1日以降に証明されたもの。事業所にお勤めの方は事業所の担当者に作成してもらってください。）
- ③就労以外の事由の場合、その事由を証明する書類
- ④エントリーシート（令和8年4月1日までに浦臼町に転入予定の方）

【2号・3号の在籍児童は現況届を提出してください】

2号・3号の在籍児童の保護者は、保育を必要とする事由に該当していることを確認する必要がありますので、現況届を提出してください。

◇対象児童

令和7年11月1日時点で認定こども園なかよしに在籍する2号・3号認定児童（※現在5歳児（らいおん組）は対象外です。）

◇提出書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等現況届
- ②就労証明書（令和7年10月1日以降に証明されたもの。事業所にお勤めの方は事業所の担当者に作成してもらってください。）
- ③就労以外の事由の場合、その他保育が必要なことを証明する書類

【1号→2号（保育利用）へ変更する児童】

在籍児童で、令和8年1月から4月末までの間に認定を変更する予定の方は、変更申請書を提出してください。

◇提出書類

- ①支給認定変更申請書
- ②就労証明書（令和7年10月1日以降に証明されたもの。事業所にお勤めの方は事業所の担当者に作成してもらってください。）
- ③就労以外の事由の場合、その他保育が必要なことを証明する書類

【参考】

- ・1号認定（教育標準時間認定）～満3歳以上の未就学児童で、保育を必要としない幼稚園等で教育を希望。
- ・2号認定（満3歳以上・保育認定）～満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により保育が必要。
- ・3号認定（満3歳未満・保育認定）～満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により保育が必要。

町税は納期内に納付しましょう

第3期納期限

10月31日（金）まで

町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）は、納付書で納期限までに納付してください。すでに口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日引き落としします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限の日以前に必ず役場税務係までご相談ください。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳およびその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容を記入してください。

加入者名：浦臼町役場

口座番号：02780-9-960227

払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口では手数料のご負担なく納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ピンネ農業協同組合
- ・浦臼町役場出納

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできません。

***第4期納期限 12月25日（木）**

◆納税通知書の再発行はできません

例年、確定申告時期等に納税通知書の再発行を希望される方がいらっしゃいますが、納税通知書の交付は税を賦課するという「処分」であるため、再度行うことはできません。

受領された納税通知書は大切に保管してください。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：0125-68-2112

みんなチェック！ 北海道最低賃金。

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

〔最低賃金額〕 時間額 **1,075円** 〔効力発生日〕 令和 **7年10月4日**

○最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

○鉄鋼業で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

お問い合わせ 厚生労働省 北海道労働局 電話：011-709-2311